

# 四半期報告書制度の見直しに関する検討、開始

ASBJ

去る9月21日、企業会計基準委員会が、第510回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 四半期報告書制度の見直し

昨年12月に公表された金融審議会のディスカロージャージャーキング・グループ報告で、第1・第3四半期について、金融商品取引法上の開示義務を廃止し、四半期決算短信に一本化する等の方向性が示され、法改正が秋の臨時国会で予定されている。

これを受けて事務局から、四半期報告書廃止後に必要となる、新たな半期報告書作成のための会計基準の検討を行う方針である旨が示された。

この点、金融庁企業開示課長から法改正の方向性等の説明がなされ、「法定の会計期間の6カ月を前提に、半期報告書作成のための会計基準を検討していただきたい」との発言があった。

その後の質疑では、委員から「半期報告書の期間は6カ月であり、四半期決算短信の1Q・3Qは3カ月となる。開示期間

の齟齬はどう考えているのか」との質問に、企業開示課長から「現行実務と変わらないよう、実務的な影響が最小限となる基準開発をお願いしたい」との回答があった。

事務局からも、法改正前ではあるが、すべての企業に適用する6カ月の半期報告書に関する会計基準の開発のための検討を始めていく旨が示された。

された。

委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

次回の親委員会でご発表議決を行う予定。

## JICPA公表の実務指針等の移管

6月20日に公表された「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に寄せられたコメントへの対応について審議された。

意見募集文書の方向性を支持しないコメントとして、「業種別委員会の実務指針等についても本移管プロジェクトの対象とすべき」との意見が寄せられており、事務局から「ASBJは特定の業種を対象とした会計基準の開発は行わないこととしている」とのコメント対応案が示された。

委員からは賛成意見が多く聞かれた。

## パースナルスピンの会計処理

第109回企業結合専門委員会（2023年10月1日号（No.1689）情報ダイジェスト参照）に引き続き、パースナルスピンの会計処理について、審議された。

前回専門委員会での意見を踏まえた修正文案が示された。また、日本公認会計士協会が公表する会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（案）」について、ASBJが公表する公開草案の「公表にあたって」に追加する参考資料の文案も示

された。

委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

次回の親委員会でご発表議決を行う予定。

## 法人企業景気予測調査

(内閣府・財務省) 令和5年7-9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和5年7-9月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,401社  
 回答企業数 11,040社  
 回収率 76.7%

景況	●貴社の景況				
	令和5年7~9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.8%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降2期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超となりましたが、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業・中堅企業は引き続き「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は令和5年10~12月期に「上昇」超に転じるものの、令和6年1~3月には「下降」超となる見通しとなっています。	令和5年4~6月 前回調査	令和5年7~9月 現状判断	令和5年10~12月 見通し	令和6年1~3月 見通し
●国内の景況	全産業	2.7	5.8	7.3	6.2
	製造業	▲0.4	5.4	8.8	6.2
	非製造業	4.1	6.0	6.5	6.3
	全産業	1.9	6.1	10.0	6.8
	製造業	▲7.6	2.5	9.4	5.0
	非製造業	4.5	7.1	10.2	7.3
●国内の景況	全産業	▲6.6	▲5.5	0.7	▲3.8
	製造業	▲11.8	▲13.8	3.6	▲2.4
	非製造業	▲5.6	▲4.0	0.2	▲4.0
●国内の景況	全産業	15.2	13.3	8.1	6.1
	製造業	8.7	10.8	6.4	6.1
	非製造業	18.3	14.5	8.9	6.1
	全産業	13.9	10.9	8.5	4.8
	製造業	2.6	9.7	5.9	2.5
	非製造業	17.0	11.3	9.3	5.5
●国内の景況	全産業	4.7	0.5	▲1.4	▲4.2
	製造業	0.1	▲13.1	▲0.9	▲2.9
	非製造業	5.6	3.1	▲1.5	▲4.4

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

# 改正リース会計基準の個別検討事項、検討開始

ASBJ、リース会計専門委

去る9月20日、企業会計基準委員会は第133回リース会計専門委員会を開催した。

第132回(2023年10月1日号(No.1689))情報ダイ

ジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応の方向性および個別検討事項について、審議が行われた。

また、9月21日開催の第510回親委員会でも同テーマについて議論された。

## 適用時期に関するコメント

適用時期に関する定めについて、「最低でも3年程度の準備期間を設けるべきである」といったコメントが寄せられた。

専門委員からは「適用時期の延長を求めるコメントがきているが、グループが多く連結上の集計が大変で調整に時間がかかる等、どういう問題の背景でこういうコメントがきているのか整理しないとまとめられないのでは」という意見が聞かれた。事務局は、「時間がかかる理

由はいくつもあると考えられるので、適用時期の延長については、公開草案を最終化する前にもう一度取り上げたい」とした。

## 開発にあたっての基本的な方針(借手の会計処理)

事務局は公開草案に寄せられたコメントのうち個別検討事項とした、借手の会計処理に関する「開発にあたっての基本的な方針」における次の論点について、検討を開始した。

- 2区分の会計処理モデルの選択適用

会計処理モデルについての定めについて、「わが国のリース会計基準の開発において、IFRSを基本とするのは適切であるが、米国基準もIFRSも、どちらも国際的な会計基準であることを勘案して、企業が『2区分の会計処理モデル』の費用処理が実態にあつてると判断するのであれば、その選択肢を留意することも考えられる」とのコメントが寄せられていた。事務局は「利点はあるものの、弊害の影響が大きいと考えられ

経理に効く  
法律雑学

## 示談の効力

弁護士  
白川 敬裕

交通事故など何らかの被害にあった場合に「示談」で解決させることがあります。示談は、法律上「和解」に該当します(民法695)。和解も契約の一種ですから、「和解契約」と呼ばれることもあります。和解契約は、「当事者が互いに譲歩して、争いをやめる合意をすること」によって成立します。たとえば、貸付金を返済日に返してもらえない場合の「分割払いの合意」や「お金以外の財産(動産や不動産)を代わりに交付する合意(代物弁済。民法482)」も和解契約です。民事裁判でも、裁判官を交えて話し合い、和解で終わることがあります。日本の裁判は和解で終わることが比較的多く、令和4年中に終了した地裁の民事第一審事件での和解率は32.8%だったそうです(最高裁事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第10回)令和5年7月」。

といった特定の給付を約束した条項)を相手を守らない場合、相手の財産を差し押さえて強制的に実現させることが可能となります。裁判所での和解は、当事者の間で和解する「和解契約」と区別して、「裁判上の和解」と呼ばれています。

いったん和解して紛争が解決すれば、原則として後になって蒸し返すことはできません。たとえば、「感謝料〇円を支払う」という和解をした場合、後から「やはり納得がいかないので、感謝料を増額せよ」と請求することは認められません。また、証拠がなくて争いになっていた場合、後から証拠が出てきても、原則として和解を覆すことはできません。たとえば、100万円の貸付金について、返済したかどうかの証拠がなく、70万円を支払うことで和解したとします。この場合、和解した後になって50万円を支払った領収書が見つかったも、錯誤(民法95)によって和解契約を取り消すことはできません。和解と反対の証拠が出てきても和解の効力が覆られないことを「和解の確定効」といいます(民法696)。

もそもAが債権者ではなかった場合(Aが債権を譲り受けたことを前提に和解したが、その債権譲渡が無効だった場合)は、和解の「前提」が違っていたとして、錯誤による取消しを主張することができません。

和解により給付することになった物に瑕疵があった場合も、錯誤の主張が認められます。貸付金の返済として金銭の代わりに中古車を譲渡する和解をした場合、その中古車が欠陥車で価値がなかったことが判明すれば、錯誤の主張が認められます。

交通事故で示談した場合、示談後に現れた症状に関しては、それが想定した範囲内である限り賠償の請求はできません。しかし、予想できなかった後遺症が発生した場合は、「示談の当時、予想できなかった後遺症の賠償請求までは放棄していない」という理由で、賠償請求が認められることがあります。

調書に記載された給付条項(金銭を支払う)、「建物を明け渡す

もつとも、どんな場合でも和解

ことがありません。

## 電子決済手段の実務対応報告案のコメント対応、検討—ASBJ、実務対応専門委

ることから、2区分の会計処理モデルの選択適用は認めない」との案を示した。

専門委員からは、「結論は変わらないとしても納得できる説明を」との声が聞かれた。

第510回親委員会では、「比較可能性を損なうので、選択適用すべきではない」と事務局案への賛成意見が聞かれた。

(2) IFRS 16号「リース」と同じ定めを取り入れるべきとの意見

IFRS 16号に関する定めについて、実務負担や国際的な比較可能性の観点から、「原則として代替的な取扱いが定めず、IFRS 16号の定めに合わせてることを要望する」とのコメントが寄せられていた。

事務局は、「国際的な比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを定めているため、比較可能性を大きく損なうとはいえない」と考えている。また、一定数の代替的な取扱いを定めたとしても、IFRS 16号と同様の会計処理を行うことは可能であるため、実務負担が必ずしも生じるわけではない」とした。専門委員からは賛意が聞かれた。

### 表示に関するコメント

BS上の表示は「現金及び預金」に含めることを明確化するべきとのコメントに対して、前回の専門委員等の意見をもとに、次のような修正案が示された。

本公開草案では、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」における資金の範囲及び現金の定義を改正し、キャッシュ・フロー計算書上、本実務対応報告の対象となる電子決済手段を現金に含めることを提案している。一方、我が国の会計基準では、貸借対照表上の現金及び預金の範囲を定めておらず、貸借対照表上は、重要性も踏まえ、

その性質を示す適切な科目で表示することとなると考えられるかどうか。

専門委員からは「現金及び預金に含めるかどうか、会計基準で定める考え方もあるのではないか」との意見が聞かれた。事務局から「現金及び預金に含めるか否かささまざまな意見が聞かれており、最小限の取扱いを行う方針」との回答があった。

第510回親委員会でも、「BS上の現金及び預金の範囲を検討するのに相当時間がかかる旨の説明を入れては」との意見も聞かれた。

### 預託電子決済手段に関するコメント

公開草案では、電子決済手段の取引業者または発行者と利用者との合意に基づき、利用者から預かった電子決済手段を資産計上しないとしているが、資産計上している暗号資産の従前の会計実務との比較において補足説明を求めるコメントが寄せられていた。

これに対して、法律上の権利の移転に係る事実および状況が異なっており、必ずしも統一的回答があった。

これらを踏まえ、対応案の要旨のみを示す修正案が示された。

専門委員からは、「預託と自己保有が区別できない暗号資産の同一性と、区別できる電子決済手段の個別性といった観点から、コメントへの回答はできないか」との質問に対し、「実務対応報告等の一部を切り取って説明することは難しく、ミスリードする可能性がある」との回答があった。

### 会計

## 日本版S1・S2基準の開発、GHG関連の事項等、検討—ASBJ

去る9月19日、SSBJは第21回サステナビリティ基準委員会を開催した。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

### ガバナンス

第20回(2023年10月1日号(No.1689)情報ダイジェスト)に引き続き、IFRS

日本版S1基準・S2基準において、それぞれIFRS S1号・S2号を取り入れる。

S1号およびIFRS S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

事務局は、「S1、S2号の根幹にかかわるところであるため、内容の変更は考えておらず、

理解しやすい文言について議論  
 いただきたい」と前置きした。  
 専門委員からは異論は聞かれ  
 ず、文言の表現について議論が  
 行われた。

温室効果ガス排出の3つの

スコープ

日本版S2基準において、I  
 FRS S2号における次の用  
 語の定義を、日本版S2基準に  
 取り入れるとした。

- (1) 温室効果ガス
- (2) 地球温暖化係数
- (3) CO2相当量
- (4) 間接的な温室効果ガス排出
- (5) スコープ1温室効果ガス排  
出
- (6) スコープ2温室効果ガス排  
出
- (7) スコープ3温室効果ガス排  
出
- (8) スコープ3カテゴリー

また、「温室効果ガスプロト  
 コルの企業算定及び報告基準  
 (2004年)」(以下、「GHG  
 プロトコル」という)における  
 定義を踏まえ、次の用語を日本  
 版S2基準の用語の定義に含め  
 るとした。

「直接的な温室効果ガス排出」

とは報告企業が所有または支配  
 する排出源から生じる温室効果  
 ガスの排出をいう。

GHGプロトコルの測定アプ  
 ローチ

ローチ

IFRS S2号では、GHG  
 プロトコルに従い①持分割合ア  
 プローチ、②経営支配力アプロ  
 ーチまたは③財務支配力アプロ  
 ーチのいずれかを用いることを要  
 求している。しかし、IFRS  
 S2号では用語の定義がされて  
 いないため、GHGプロトコル  
 を参考に、①③のアプローチ  
 の用語の定義を日本版S2基準  
 において定めることとした。

また、次の事項を日本版S2  
 基準において定めるとした。

報告企業の親会社は、報告企  
 業に含める温室効果ガス排出の  
 範囲を決定する方法について、  
 前記①③のうち一つを選択し  
 なければならない。

スコープ1およびスコープ2

の温室効果ガス排出の分解

日本版S2基準において、I  
 FRS S2号を取り入れ、次  
 のことを定める。

スコープ1温室効果ガス排出

及びスコープ2温室効果ガス排  
 出について、連結会計グループ  
 に関するものその他の投資先  
 に関するものと分解して開示  
 しなければならない。

また、次の事項を日本版S2  
 基準の規範性のあるものとして  
 定めるとした。

「連結会計グループ」には、親  
 会社とその連結子会社が含まれ、  
 「その他の投資先」には、関連会  
 社、共同支配企業および非連結  
 子会社が含まれる。

国際会計

IFRS会計基準の年次改善ED、  
 公表——IASB

去る9月12日、IASBは、  
 公開草案「IFRS会計基準の  
 年次改善—第11巻」を公表した。

公開草案は、会計基準と付属  
 のガイダンスの狭い範囲の改訂  
 で、定期的な改訂である。

公開草案は、現行の会計に重  
 要な影響を与えるものではな  
 い。改訂された会計基準とガイ  
 ダンス、また、それらに関連す  
 る事項は次のとおりである。

- ・IFRS1号「国際財務報告  
 基準の初度適用」  
 ↓初度適用企業によるヘッジ  
 会計
- ・IFRS7号「金融商品:開示」  
 ↓認識中止に係る利得または  
 損失
- ・IFRS7号に関する適用ガ  
 イダンス  
 ↓公正価値と取引価格の間の

経理用語の豆知識



フォレンジック業務

フォレンジックは、特に会計事務所等では「不正調査」を行  
 う意味で用いられる。会計事務所等(監査法人やコンサルティングファームを含む)が実施するフォレンジック業務は、日本  
 では2003年ころより開始され、特に不正調査を行う公認会  
 計士はフォレンジック会計士と呼称されることもあり、電子  
 データを含む関連記録を調査・分析し、当該記録を復元・再  
 構築するとともに、関係者への聞き取り調査等を実施する。そ  
 して、不正が行われたかどうか、いつから行われ、またどのよ  
 うにして隠匿されてきたのかを見極めるとともに、影響の大き  
 さを評価し、不正が引き起こされた損害額を試算し、訴訟や  
 保険請求等を含むその後の是正措置の戦略策定をサポート  
 する。

会計事務所等がフォレンジック業務を行う際に倫理面で特  
 に注意が必要な点として、①誠実性、②客観性・独立性等、③  
 職業的専門家としての能力および正当な注意、④守秘義務、  
 ⑤職業的専門家としての行動、が挙げられる。

繰延差額の開示

- ↓信用リスクの開示
- ・IFRS9号「金融商品」  
 ↓借手のリース負債の認識中  
 止
- ↓取引価格
- ・IFRS10号「連結財務諸表」  
 ↓事実上の代理人の決定
- ・IAS7号「キャッシュ・フロー  
 計算書」  
 ↓原価法

コメント期限は2023年12  
 月11日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年9月15日	内閣府令66号 企業内容等の開示に関する 内閣府令の一部を改正する 内閣府令 等	金融庁	新規公開(IPO)の公開価格設定プロセス等について、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化といった課題に対する改善策として、あらかじめ上場承認前に有価証券届出書(承認前届出書)を提出することが考えられ、その際の承認前届出書の記載事項等の実務運用について検討され、所要の見直しを行ったもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230915-2/20230915-2.html">https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230915-2/20230915-2.html</a>	—
2023年9月21日	会計制度委員会研究報告 17号「環境価値取引の会計 処理に関する研究報告—気 候変動の課題解決に向けた 新たな取引への対応—」	JICPA	現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引(環境価値取引)に関する会計処理の考え方について調査し、現時点における考えを取りまとめたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230921dfg.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230921dfg.html</a>	—

金融

原油価格変動と金融政策への影響

原油価格の上昇が欧米の中央銀行の実施する金融政策の行方に与える影響が、大きくなっている。原油先物市場で北海プレントは、9月上旬に1バレル＝90ドルを超え、下旬にかけて93ドル台で推移している。また、ロシアとサウジアラビアによる3カ月の減産延長は市場も想定外で、原油価格を高止まりさせる要因になり、インフレ高進の直接要因となる可能性が高い。エネルギー価格の上昇は生産コストに転嫁されやすく、一般的な物価水準の押し上げ圧力となるためだ。

もともと、米国もユーロ圏も、米連邦準備制度理事会(FRB)と欧州中央銀行(ECB)が目標とする2%の物価水準を超えるインフレ率となっており、そこに一層の金利引上げ要因が加わる形だ。したがって、この構造が続く限り、利下げシナリオは市場が期待するほど容易ではない。9月20日に発表された英国の8月の消費者物価指数は、前年同月比6.7%上昇し、前月比の伸び率が3カ月連続で鈍

化したため、欧州市場で長期債の長期金利の低下要因になった。一方、原油価格の上昇は経済成長を制約する面もあり、この点は金融政策立案において複雑な課題となる。消費者がエネルギー関係の費用により多額の支出を強いられるようになると、他の消費が抑制され、企業業績にも悪影響を及ぼす可能性がある。金利を上げるといふ措置が経済成長をさらに抑制するおそれがあり、その意味ではFRBやECBは金利政策に慎重な姿勢を取らざるを得なくなる。ただし、現状では景気を抑制するよりもインフレ高進リスクのほうが高く、国政選挙でも中心課題として取り上げられやすい。それは、産油国の減産問題が地政学リスクの増大に結び付きやすく、それがさらに価格上昇につながる悪循環となる可能性があることも影響している。

金融政策は、減産をめぐる関係国の駆け引きに翻弄されそうな状況だ。

証券

これから日本銀行の金融政策はどうなるか？

株式市場はいよいよ今年最後の四半期を迎える。ロシアのウクライナ侵攻は収束する気配をみせず、世界の政治・軍事情勢は米ロの対立を軸に諸国家間の新たな協力と対決の動きを強めているようだ。自由な貿易・投資という自由経済の原理は輝きを失う一方である。

力強く、8月早々には今年高値を更新、9月にはさらに一段高を達成した。日経平均も9月中旬に今年最高値に接近するところまで回復してきた。ただし、日本株にとって米FRBの政策とともにリスク要因として見逃せないのが、足元の日本銀行の政策だ。日銀の異次元金融緩和と政策は黒田前総裁がデフレ脱却の切り札として10年間採用してきたもので、日銀史上極めて異例である。この政策は雇用情勢の改善、企業収益の底上げ、そして株価回復などに貢献した一方、金融機関の疲弊、経済資源のムダ使いなど副作用、弊害の指摘も増えてきた。

世界の主要国の株価は、7月に今年の高値を付けた後、調整局面を迎え、8月半ば辺りから立ち直りの兆しがみえたが、その後はほぼ一進一退で推移し、9月下旬現在、今年の高値から3〜5%低いという国が多い。やはり、米連邦準備制度理事会(FRB)の政策に翻弄され続けている米株価の方向性がなかなかみえてこないことが影響しているようである。

主要国のなかで、やや例外的なのが日本株価の動向である。他の国よりも今年高値を付けたのが6月と1カ月早く、調整も早かったが、回復の動きも8月中旬から始まった。特にTOP IX(東証株価指数)の回復は、株